



# JFRL 情報宅配

## \* 農林水産省 \* (<http://www.maff.go.jp/>)

### 1. [輸出促進対策の概要「農林水産物・食品の輸出促進について」]

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/>

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/index-243.pdf>

(平成 30 年 11 月 9 日更新 食糧産業局輸出促進課)

### 2. [日本農林規格調査会試験方法分科会(平成 30 年度第 1 回)の開催及び一般傍聴について]

(新規制定)「ほうれんそう中のルテインの定量」「生鮮トマト中のリコペンの定量」

[http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/syoku\\_kikaku/181108.html](http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/syoku_kikaku/181108.html)

(平成 30 年 11 月 22 日開催 食料産業局食品製造課基準認証室)

## \* 厚生労働省 \* (<http://www.mhlw.go.jp>)

### 1. [「食品衛生法等の一部を改正する法律」に基づく政省令案の検討状況に関する説明会参加者を募集します(東京会場変更)](平成 30 年 11 月 16 日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/1111212865\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/1111212865_00007.html)

### 2. [「薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会 遺伝子組換え食品等調査会」(平成 30 年 11 月 19 日開催)資料掲載]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000203059\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000203059_00005.html)

## \* 消費者庁 \* (<http://www.caa.go.jp/>)

### 1. [食品表示のパフレット「知っておきたい食品の表示」(消費者向け)及び「早わかり食品表示ガイド」(事業者向け)を更新しました(平成 30 年 10 月版)]

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/pamphlets/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/)

### 2. [食品ロスを減らすための取組について、特集コーナーを新設しました。また、食品ロス削減啓発用パンフレットを更新しました](2018 年 10 月 29 日)

<http://mailmag.maff.go.jp/c?c=41060&m=9844&v=9f2b13ac>

### 3. [機能性表示食品に関する事務連絡を公表しました]

<http://mailmag.maff.go.jp/c?c=41239&m=9844&v=877fdbaf>

<機能性表示食品の届出後における安全性及び機能性を担保するための取組並びに健康被害の未然防止・拡大防止を図るための取組推進依頼について>  
事務連絡(平成 30 年 10 月 25 日)

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/about\\_foods\\_with\\_function\\_claims/pdf/about\\_foods\\_with\\_function\\_claims\\_181101\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/about_foods_with_function_claims/pdf/about_foods_with_function_claims_181101_0001.pdf) (食品表示企画課)

### 4. [「食品表示法の一部を改正する法律案」の閣議決定について(11 月 9 日国会提出)]

食品表示法違反による食品自主回収(リコール)を行う場合、行政機関への届出を義務付け、行政機関より消費者に情報提供(公表)される。<http://www.caa.go.jp/law/bills/>

### 5. [インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について(平成 30 年 7 月~9 月)]

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant\\_advertisement/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/)(インターネット監視業務)

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant\\_advertisement/pdf/extravagant\\_advertisement\\_181109\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/pdf/extravagant_advertisement_181109_0001.pdf) (平成 30 年 11 月 9 日 表示対策課 食品表示対策室)

## \* 内閣府 消費者委員会 \* (<http://www.cao.go.jp/consumer/>)

### 1. [「食品表示部会」の開催及び資料掲載について]

・「第 46 回食品表示部会」(平成 30 年 10 月 10 日開催)の資料及び議事録掲載

「食品表示の全体像について」及び「食品表示基準の一部改正(遺伝子組換え表示)に係る審議」

<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/046/gjjiroku/index.html>

・「第 47 回食品表示部会」(平成 30 年 11 月 8 日開催)の資料掲載

「食品表示の全体像(見やすさ, わかりやすさ)」について

<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/047/shiryou/index.html>

・「第 48 回食品表示部会」(平成 30 年 11 月 27 日開催案内)

<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/048/kaisai/index.html>

**\* 内閣府 食品安全委員会 \* (<http://www.fsc.go.jp/>)**

1. 「第 49 回器具及び容器包装専門調査会」(平成 30 年 11 月 8 日開催)の資料掲載

「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針(案)について」及び「食品器具及び容器包装に既に用いられている物質(既存物質)の評価方法について」

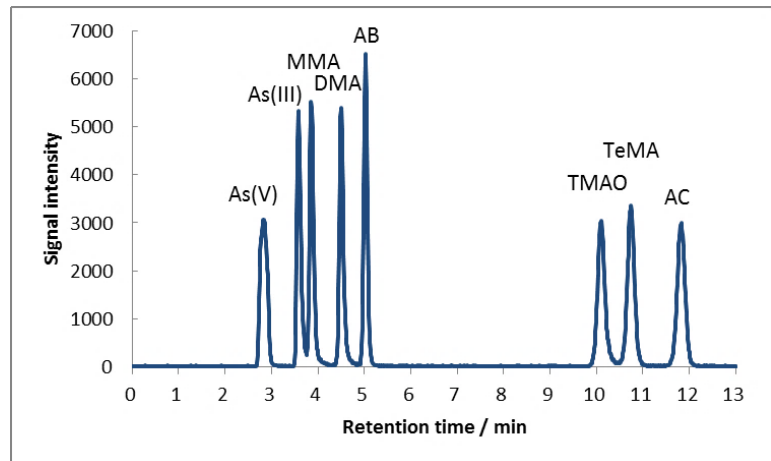
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20181108ky1>

**\* 第 189 号のトピックス \***

**[無機ヒ素の分析について]**

ヒ素は様々な化学形態で環境中に存在しており, 食品にも微量のヒ素が含まれています。ヒ素は炭素を含む「有機ヒ素」と, 炭素を含まない「無機ヒ素」に大きく分けられ, 欧州食品安全機関 (FFSA) や米国食品医薬品局 (FDA) では, 一般的に有機ヒ素は無機ヒ素に比べるとヒトの体内に入った場合の影響は少ないと言われています。食品中に含まれるヒ素を化学形態別に分析することは毒性を正しく評価するうえで必要です。

弊財団では対象試料にあった溶媒で抽出した後, HPLC-ICP-MS により測定しています。無機ヒ素である亜ヒ酸 (As(III)) 及びヒ酸 (As(V)) と, 有機ヒ素であるメチルアルソン酸 (MMA), ジメチルアルシン酸 (DMA), トリメチルアルシンオキシド (TMAO), アルセノベタイン (AB), テトラメチルアルソニウム (TeMA), アルセノコリン (AC) などと高速液体クロマトグラフィーで分離した後, ICP-MS でヒ素として定量しています。なお, III 価と V 価のヒ素は可逆的に存在するので, 定量値はこれらの含量として算出します。



化学形態別ヒ素のクロマトグラム

#### ヒ素の毒性

LD<sub>50</sub>

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| As(III) | 15 mg/kg bw (経口, ラット)     |
| MMA(V)  | 916 mg/kg bw (経口, マウス)    |
| DMA(V)  | 648 mg/kg bw (経口, マウス)    |
| TMAO    | 10600 mg/kg bw (経口, マウス)  |
| AB      | >10000 mg/kg bw (経口, マウス) |

(「Safety evaluation of certain contaminants in food」 prepared by JECFA より)

#### Codex 委員会の基準値の例

| Codex     | 総ヒ素<br>(mg/kg) | 無機ヒ素<br>(mg/kg) |
|-----------|----------------|-----------------|
| 食用油脂      | 0.1            | 0.1*            |
| 食塩        | 0.5            | ---             |
| ミネラルウォーター | 0.01           | ---             |
| 精米        | ---            | 0.2             |
| 玄米        | ---            | 0.35            |

\* 総ヒ素が検出した場合

化学形態別にヒ素を分析することにより安全な食品を提供することができます。弊財団の分析技術をお客様の品質管理にお役立てください。

ご不明点などございましたら, お気軽にご相談下さい。

配信元: 一般財団法人日本食品分析センター (<http://www.jfrl.or.jp>)

内容に関するお問合せは, HP お問い合わせコーナーより

<http://www.jfrl.or.jp/contactus/>